

議案第5号

富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年6月9日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）が施行されたことに伴い、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除が創設されるため、関係する規定の整備をするとともに、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第109号）が施行されたことに伴い、国民健康保険税の基礎課税額及び介護納付金に係る課税限度額の引上げ並びに当該保険税の減額の対象となる所得金額の算定における被保険者等の数に乗すべき金額の引上げを行うため、条例の一部を改正するものである。

富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

富津市国民健康保険税条例（昭和46年富津市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項ただし書中「16万円」を「17万円」に改める。

第11条中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第2号中「28万円」を「285,000円」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

附則第5項及び第6項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第5項及び第6項の改正規定は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の富津市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。